

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会（第1回）-議事要旨

【第1回：前半】

日時：平成25年7月5日（金）9時～11時

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

出席者

安念委員長、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、永田委員、八田委員、松村委員、南委員、山内委員

オブザーバー

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ 加藤事務局長

徳島県消費者協会 齋藤会長

日本商工会議所 青山産業政策第二部副部長

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

消費者庁 長谷川消費生活情報課長

説明者

東北電力株式会社 佐竹取締役副社長

四国電力株式会社 家高取締役副社長

主な意見

人員計画／出向者給与について

- 従業員一人当たりの生産性については、四国電力が明らかに低く、人件費の査定に何らかの形で反映させなければならない。給料手当は基準だとしても、職員数や出向者数などを調整して10社平均に近づける必要がある。出向者を削減する審査が行われていると思うが、さらに削減を進めることも含めて検討していくべき。
- 生産性について、四国電力の説明（資料4の8ページ）では納得できないので、今後の検討が必要。説明によると、生産性が低いのは、きめ細かい業務をしているためとのことだが、値上げの局面で、過剰サービスは不要ではないか。指摘事項と回答が合っていないと感じた。
- 四国電力は、販売電力量が減少している上、売電も行わないのであれば、人員を削減しなくてはならない。そもそも売電を行わないことが問題ではないか。
- 生産性について、四国電力は、売電が難しいとしている状況も考慮すべきだが、これからの販売量を考えた場合に生産性に問題がないか検討していく必要がある。他電力会社並であればよいが、そうでなければ、何らかの考慮をする必要がある。
- 四国電力について、人員計画を査定して原価算入を認めないとしても「人員が過剰だから解雇や新規採用を抑制しろ」ということではない。あくまでも料金原価に算入する適切な人員はどれだけかということが焦点であり、実際に実施するかどうかは事業者の判断。また、四国総研は外部へ売れる技術をもっているため、四国電力がバックアップしていくことに異論はないが、消費者へ転嫁せずに附帯事業として行ってほしい。
- 四国電力の一人当たりの販売電力量は少ないので、きちんと査定する必要がある。資料（5-2の7ページ）には「原子力発電所の稼働率が高いことは、人員数の多さを活かしてメンテナンス等をしっかりできたから」といった記載があるが、十分な人員を配置し、トラブル防止に努めているということであれば、別途、客観的な意見も聞いており、認めるべきかと思う。一方、火力発電所については、原子力発電所のような評価はない。計画外停止の少ない点は発電設備の性質にもよるし、電源の種類などによって事情が異なることから、それらを踏まえても、人員配置との関係でパフォーマンスが良いことを説明できれば示してほしい。
- なお、四国電力の一人当たりの販売電力量については、小売り部分だけであり、外部販売を含めてはいけない。ただし、何らかの補正を行うことはあってもよいかもしれない。他の電力会社より低い理由について、きちんと説明できないところは査定するしかない。
- 四国電力の生産性について、手間をかけすぎていること等も想定すると、人員過剰の説明としては不十分。原価算定期間中、急に生産性を改善することは難しいとは思いますが、中長期的努力の改善を肝に銘じてほしい。
- 四国電力の生産性について、原価算定期間中に受益者が負担するコストを考えると、会社全体の効率化に影響があるとしても、他社水準の生産性は必要。販売電力量の増加に繋がる形の生産性を考えてほしい。

- 過去、電気料金値上げの申請を行った電力会社は生産性が高かったため、あまり考えずに一人当たりの生産性を見ていたが、経営分析の世界では「人件費率」で見る手法もある。人件費を低下させるため、人数だけではなく、単価についても査定するときの参考として検討したい。
- 消費者から見ると、四国電力の出向のあり方・グループ会社のあり方は理解できない。技術の進歩と機械化が進む中、人数が十分であれば消費者からの信頼感が上昇するというのではないと思う。

役員数について

- 東北電力の役員の担当（資料5－1の2ページ）について、前回と比べて、特命課題に関する記載を増やしているが、具体性がない。前回改定と人は不変であるが、そもそも人員が多いので、説明してもらわないと値上げ局面では認めにくい。
- 東北電力の役員について、（もともと数が多かったという）意見を変えるような説得力のある資料ではない。
- 役員担当については、前回と比べて特命課題の記載が増えただけであり、役員がどう機能しているかわからない。業務量がどの程度あるのかも説明してほしい。共に火力原子力本部に就いているB副社長とC副社長の役割分担など、ガバナンスの考え方を教えてほしい。
 - 4つの原子力プラントの新安全基準に基づく安全対策に係る業務量が膨大なため、役員が特命で対応しており、震災前からこの体制をとっている。また、C副社長（技術系）は原子力の技術を統括、B副社長（事務系）は社長の指示で動くとともに火力原子力本部全体を統括している。（東北電力）

燃料費について

- 東北電力の石炭価格について、資料（資料5－1の3ページ）に「各国石炭における発熱量差による価格補正を勘案する等の審査をお願いしたい」とあるが、それは当然ではないかと思っている。
- 石炭価格について、東北電力は「石炭価格は高いが輸送体制で削減できておりトータルで見えてほしい」との説明をしているが、輸送体制や外航船の利用は今に始まったことではない。原子力発電所の停止に伴い、単価の高いものを使わなくてはならなくなったが、これまで通りの輸送体制をとることで、他の部分でコストは低減できるということであれば、納得できない。
- 東北電力は、石炭価格について「発熱量」、「調達安定性」という2つの理由で説明しており、後者についてはリスク分散のために複数国から輸入している。今回の値上げの主な理由は燃料価格であるから、全日本通関価格より高い313円／トン of 石炭価格を圧縮できないか、チェックしてほしい。
- 石炭価格の織り込みについて、「石炭価格は高いものの全体では安くなる」とのことだが、安い石炭をなぜ購入しないのか、ということが消費者は引っ掛かる。石炭価格の差で発熱量に違いがあるとのことだが、発熱量の差が発電量に反映されているのか説明してほしい。
 - インドネシア等から安い亜瀝青炭を購入している一方、同じインドネシアから発熱量の高い瀝青炭も購入している。発熱量を考慮せず、単に重さで比べると、インドネシアの石炭については熱量・価格の低い亜瀝青炭が購入され、結果、インドネシアのCIF価格も低くなる。これを基準にすると、当社が主に購入する価格の高い瀝青炭は原価に取り込まれないこととなる。（東北電力）
- 石炭は熱量が異なるものをミックスしており、電力会社によって異なるが、効率的になっているか、ということ。
 - 一般的に、発熱量の高い石炭を利用すれば、使用量が減るが、発熱量によって発電所の出力が変化するようなことはない。（東北電力）
 - 発熱量について、各電力会社の発電システムによって異なるのかどうかを確認し、異なるのであれば、説明してほしい。
- 発熱量の高い石炭を使うと「少ない石炭で高い発電量が得られる」、「廃棄物が少ない」等の利点があると思うが、それらを把握できるデータはないか。
 - 一つの発電所で1種類の石炭を使うこともあるし、混ぜて使うこともある。それぞれの石炭に一長一短があるので、それらを組み合わせさせて使用している。（東北電力）
 - そうすると、発熱量の高い石炭を使用することへの説明がつきにくいのではないかと。明確に、発熱量の高い石炭を使うことに納得出来るような説明がほしい。
 - 基本的に、電力会社では豪州炭の質がいいので購入するが、豪州炭に集中すると価格もリスクも上昇してしまうので、分散させて利用している。一方、業種によっては、炭の品質を問わない場合もある。（東北電力）
 - その説明では誤解を招くと思う。東北電力は、熱量が高い石炭を選んでいるから価格も高い。単に重量ベースで比べると、熱量は低いトンあたりの価格が安い石炭ばかりを選んだ方が査定上有利になり、本当は発電に適した形で発熱量の高いものと低いものを混ぜる方が効率的なのに査定上不利になってしまう。ただ、熱量の補正については十分なデータが出ていないので、説得力のある形でできるのかどうか。説得力のあるデータが提示されれば、例外的に熱量・価格の高い石炭も認めるのではないかと。
- 熱量の補正については、データがほしい。石炭は、熱量が高いと必要な石炭量が減る。原価算定期間内にkWhに対応する石炭の所要量ははじくには別の熱量を用いるなどといったinconsistencyがないかどうかチェックする必要がある。価格だけをチェックしているわけではない。
- 石炭価格について、「原価は高いが、総額では安い」、「総額は高いが、経費は安い」等の説明ではうまく理解できない。
- 石炭価格の査定の東北電力の考え方（資料5－1の5ページ）は認められない。また、他社の諸経費については確認をする必要はあるが、地理的な理由もあり、機械的にこの基準で考えるのは難しい。
- 四国電力のLNG調達価格については「既に契約済みであり、直ちに価格を下げることは困難」との主張をされているが、それは認められないということを繰り返し申し上げている。

- 原油等の原価算定に係るディファレンシャル方式については、算定方法を全社で統一する必要はなく、各社の算定方法が合理的であると確認されればそれを認めてもよい。他方、「ディファレンシャル方式で算定した方が高くなるときにだけそうして、そうでないときにはディファレンシャル方式をとっていない」といったことがないか、厳しく監視する必要がある。さらに、もう少し細かく、ディファレンシャル方式において、データをとる年限等も精査し、確認した上で認めるということではないか。
- 四国電力のLNG調達価格について、「自社ではどうにもできない」という説明が納得できない。できる努力はしてほしい。
- LNG調達価格について、契約時と世界情勢が変わった場合、状況によって契約変更もあり得るのではないのか。説明してほしい。

経営効率化について

- 経営効率化について、他の電力会社は10%の効率化目標数値を適用しているが、東北電力や四国電力は、発電台が違うことを考慮に入れるべき。
- これまで効率化目標数値は10%で一律だが、各社で経営体質が違うのに、同じ目標数値とすることに納得できない。
- このままだと、効率化目標数値は一律10%になってしまう。発電台が揃っているのであれば、東京電力と同じ水準にするべきだが、発電台が異なるにもかかわらず、同じ水準だと、3電力（東北、四国、北海道）の経営効率化に係る水準が同じくらいだと認めたことになる。一定の査定は、必要かと思う。
- 一方、東北電力は、震災による特殊需要で様々な単価が上がり、ハンデを持っているため、10%という目標数値は「それを乗り越えて10%削減する」という意思のある数字だと理解できる。
- 四国電力の競争参入への移行フロー中、4～6年かかるものについては、「競争相手がいない」、「競争相手の育成に数年かかる」ということだと理解している。他の電力会社も同じような状況なのか、地域性が影響するのか、それを考慮すべきなのかという点は発電台の考え方に影響すると思う。
 - 競争参入については、競争相手がいないので、相手を発掘する場合がほとんどになる。他社の状況についてはわからない。（四国電力）
 - そうであれば、地域性への配慮が必要だということを考えていくべき。

その他

- スマートメーターについて、東北電力は平成27年度からの本格導入を計画としているが、資料には先行導入についての記載もある。導入時期の前倒しによって、原価に前倒しに係る費用が上乗せされるのであれば、概算を教えてほしい。また、まだスマートメーターを導入していない電力会社同士で協力し、スケールメリットを発揮することは考えられないのか。
 - まず、先行他社で使用しているスマートメーターを導入すること、先行他社で既に仕様・生産体制が整っていること等を前提として導入時期の前倒しを行う。現時点で、前倒しが原価増になるかどうかは答えられない。（東北電力）
- スマートメーターについて、導入を3か月前倒しすることによるデメリットが大きいとすれば、前倒しが本当に良いかどうか考えるべき。東北電力が四国電力より半年遅らせて導入するのは、早く導入することで原価算入額が高くならないよう配慮しているためだと思っていた。導入時期を早めること自体は前向きな話なので、頭から否定するわけではないが、3ヶ月前倒しによるデメリットがないか、よく考えるべき。
- 四国電力の余剰電力の活用について、四国電力の資料（資料5－2の17ページ）に記載のある3つ目の説明は全く理解できない。システム改革の結果、売り入札だけでなく、買い入札も増えるはずなので、この説明では一方的すぎる。上2つは、低下する効果を見込むのは難しいが言っていることは分かる。ただ、私は、この売り約定の試算を見て、過大な部分があるかもしれないが、買いを考えないのは過小と考えており、これで大体キャンセルではないか、という整理をしている。この低下要素を全て考慮すると、過小な要素しか残らず、それであれば、買い約定も検証する必要がある。これらを考慮するのであれば、売り約定の試算だけでは明確に反対することになる。
- 緊急設置電源の除去費用について、算定方法のオプション（例）として事務局から「(1)自社取得とリースした場合のコストを比較」、「(2)廃止扱いから停止扱いとし、必要な減価償却費等を算入」、「(3)残存簿価から適正な見積価格を控除して算定」と3つの案（資料4の48ページ）が出されている。(2)の停止扱いとする場合は、毎年の減価償却期間の残高を除却する、(3)は除却を認めるが転売した時の回収可能額を料金から控除するものと理解している。結論としては、(3)が現実的で、早期に停止するという措置をとるほうが良いと考える。コスト負担を縮小するため、転売先を含め、費用の回収を図っていただきたい。
- 個別査定をする中で、(3)が良いと考えている。説得性があるかどうかという点はあるが、(1)～(3)はすべて架空の数字になる。短期間でのリースは難しく、また、廃止すると言っているものを停止扱いとするのはどうかと思う。納得のためには、残存価格を何らかの方法で設定して、取得価格から差し引けばよいのではないのか。
 - 残存価格は減価償却しているが、どう考えれば良いのか。
- 基本的には売却価格であると思う。もし、計算できないのであれば、取得価格の10%くらいで良いのではないか。
- 「すべて架空」と言われたが、架空で取り得ないオプションとは思えない。特に(2)については、環境アセスメントの観点から自治体が絶対停止しろと言うのか疑問である。私は(2)が良いと思うが、(3)は売却価格が安ければ安定供給を捨ててでも廃止する必要はないし、それなりに売れるなら長期的に持っている意味がないため、実際の売却価格によると思う。売却算定額を見てないうちから(3)が合理的と決めるのは早すぎる。
- 除却した場合の課税の取り扱い、確認しているのか。
 - 未確認。（東北電力）

- ・課税が意思決定にどんな関係があるのか。
- ・この料金査定において、課税の状況によって、事業者の判断としてどう意思決定するのかということ。
→ 経営の判断として、廃止するというのも1つの考え方としてあると思う。
- ・従業員の高齢化は、他社も同じ。過剰研修は理解し難い。他の電力会社とかけ離れていれば、検証してほしい。
- ・緊急設置電源について、(3)は普通の考え方だと思っている。(1)のリースができなかったのは分かるが、当初設置時に長期間の使用を見込んでいたものの、経営上の意思決定の変化があり、原価算定期間の前でも後でもなく、原価算定期間中の負担になっている。本来3～5年しか使えないものであったとすれば、当初からの償却額を大きくしていたことになる。意思決定の変化を確認したい。

以上

【第1回：後半】

日時：平成25年7月5日（金）11時～12時

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

出席者

安念委員長、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、永田委員、松村委員、南委員、山内委員

オブザーバー

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

日本商工会議所 青山産業政策第二部 副部長

消費者庁 長谷川消費生活情報課長

説明者

北海道電力株式会社 酒井取締役副社長

主な意見

公聴会について

- ・北海道の地域性として豊かな土地が挙げられることなどから、公聴会では、再生可能エネルギーの推進についての意見、また、その反面、原子力発電への懸念や要望についての意見などが挙げられた。
- ・また、「オール電化を推進しておきながらオール電化の値上げ幅が大きいこと」に対する強い意見があり、中でも「オール電化を多く利用している人の方が利用の少ない人に比べて値上げ幅が大きいのは一般的にはあり得ない」という主張については、一理あると感じ、印象深かった。
- ・消費者の方々は、非常に勉強されていて、公聴会では真摯な意見をいただけたと認識している。意見の重ならないところで申し上げると、北海道医師会の方から「診療報酬は公定価格で成り立っていることから、電気料金値上げ分の価格転嫁は難しく、値上げは医療機関の経営を悪化させる。徹底したコスト管理をお願いしたい。」といった、これまでの公聴会にはない意見があった。地域医療の現状について、深く受け止めた次第。
- ・公聴会について、先にお二方がおっしゃったとおり。泊原子力発電所の再稼働に対する意見や冬の暖房需要、オール電化とそれに伴う値上げのインパクトが、北海道の地域特性として印象深かった。

指摘事項について

- ・以前、委員会で委託費を21億円減らしたと説明があったが、これは誤りだったということか。ただ、引き揚げた出向者を以前から行っていた業務以外に従事させたため、123人がただ増えたわけではない。つまり、大雑把な言い方をすると、コストは削減されていないものの、大幅に増えたわけでないということか。
→ 出向者の引き揚げ後の従事業務については、販売促進関連分を掲載している。販売促進関連以外にも、見直しは行っているが、委託していた業務を引き揚げたというもの。販売促進関連のグループ会社への委託は、ほとんど止めている。以前の資料が、販売促進関連の削減分21億円を人件費との関連で誤って捉えられてしまうようなものであったことは、お詫び申し上げる。（北海道電力）
- ・販売促進関連の中に、関係のないものが15億円分含まれていたということと理解。
- ・出向者引き揚げ後の従事業務内に、以前まで委託されていたものが6億円あるという理解でいいのか。もしくは、当該従事業務は、全く新規の業務であり、削減された6億円と関係ないのか。
→ 需要抑制関連業務の委託費用削減分が6億円。また、オール電化関連業務などの取り止め分が15億円である。（北海道電力）

- 引き揚げた出向者のうち、89人の従事業務は、削減された6億円と関係するのかもしれないのか。「急増している相談・契約などへの対応」と記載されているので、固定価格買取制度導入に伴う相談・契約は以前の委託業務と関係しない気もするのだが。
 - 増加しているお客さま対応業務の中に当該相談・契約なども含まれている。（北海道電力）
 - 以前まで委託していた業務が、引き揚げられた89人の従事業務の一部として内製化されたというのが私の理解。

以上

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室
電話：03-3501-1748
FAX：03-3580-8485

最終更新日：2013年7月17日